



三重県公報

令和7年6月27日（金）

第 629 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
48	製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	(食 品 安 全 課)	3
49	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	5
	公 安 委 規 則		
5	三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(公 安 委 員 会)	6
	告 示		
446	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(地 域 福 祉 課)	24
447	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	24
448	有害な興行の指定	(少 子 化 対 策 課)	24
449	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	26
450	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	26
451	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	26
452	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	27
	選 管 告 示		
32	参議院選挙区選出議員選挙において候補者の届出等の書類を提出すべき場所	(選挙管理委員会)	27
33	参議院選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録	(同)	27
	公 告		
	三重県公営企業の業務状況の公表	(財 政 課)	27
	三重県流域下水道事業の業務状況の公表	(同)	37
	三重県病院事業の業務状況の公表	(同)	42
	農用地利用集積等促進計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	47
	同件	(同)	47
	同件	(同)	47
	同件	(同)	48
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	48
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	(農産物安全・流通課)	48
	公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する旨	(営 繕 課)	52
	一般競争入札を行う旨	(警 察 本 部)	55
	落札者を決定した旨	(同)	58

正 誤

平成26年10月24日付け三重県公報第2643号

(道 路 管 理 課) 58

規 則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年六月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十八号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年三重県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（受験の手続） 第二条 前条に規定する試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験申込書（第一号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。 一 〃二 （略） 2 （略）	（受験の手続） 第二条 前条に規定する試験を受けようとする者は、製菓衛生師試験受験申込書（第一号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が認めた場合は、この限りでない。 一 <u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であることを証明する書類（法附則第三項の規定に該当する者にあつては、その旨を証明する書類）</u> 一〃三 （略） 2 （略）

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

製菓衛生師試験受験申込書

年 月 日

三重県知事 宛て

製菓衛生師法第4条第1項の規定による製菓衛生師試験を受けたいので必要書類を添えて申し込みます。

現 住 所	郵便番号			—			
	都道府県			区市町村			
	町・字						
	番地						
	建物名・号室						
	電話番号			—			
ふりがな	姓				名		
氏名							
生年月日	年 月 日						
最終卒業学校	☐ 学校教育法による中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学・大学院 ☐ 外国の学校（中学卒業（9年）以上の学歴） ☐ 学力認定等（証明年月日： 年 月 日） ☐ その他（ ）						
製菓理論・実技の免除を受ける資格の有無	☐ 無 ☐ 有（ 年 月 日 第 号技能検定 級）						
再受験の場合 ※添付書類を省略する場合	受験年度	年度		受験番号	番		

証紙貼付

受付

No. _____

保 健 所 記 入 欄			
受験資格	☐ 法第5条第1号(養成施設) ☐ 法第5条第2号(製造業従事) ☐ 法附則第2項	再受験の場合	☐ 受験票添付 ☐ 台帳添付

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和七年六月二十七日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十九号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則
建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(記載事項の変更) 第七条 建築主又は築造主は、法第六条第四項又は法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、建築主又は築造主（それぞれ代理者、工事監理者及び工事施行者を含む。）の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、<u>記載事項変更届</u>（第四号様式）により建築主事に届け出なければならない。 2 指定確認検査機関は、法第六条の二第一項又は法第十八条第四項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、それぞれ省令第三条の五第三項第一号又は省令第八条の二第七項第一号に定める書類（<u>省令別記第二号様式の第四面から第六面まで及び省令別記第四十二号様式の第四面から第六面までによる書類を除く。</u>）の記載事項に変更があつたことを知つたときは、<u>変更</u>の内容を記載した書類により知事に報告しなければならない。 3 (略) (建築物の定期報告) 第九条 (略) 2、4 (略) 5 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）<u>第一第一項第一号の建築物について、同告示第二の規定により規則で付加する調査項目等は、</u>次の表の（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定することとする。 (略)	(記載事項等の変更) 第七条 建築主又は築造主は、法第六条第四項又は法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、建築主又は築造主（それぞれ代理者、工事監理者及び工事施行者を含む。）の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、<u>記載事項等変更届</u>（第四号様式）により建築主事に届け出なければならない。 2 指定確認検査機関は、法第六条の二第一項又は法第十八条第四項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、それぞれ省令第三条の五第三項各号又は省令第八条の二第七項各号に定める書類の記載事項に変更があつたことを知つたときは、<u>報告事項変更報告書</u>（第四号様式の二）に変更後の内容を記載した<u>当該書類を添えて</u>、知事に報告しなければならない。 3 (略) (建築物の定期報告) 第九条 (略) 2、4 (略) 5 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）<u>第二の規定により規則で付加する調査項目等は、</u>次の表の（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（は）欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定することとする。 (略)

第四号様式中「記載事項変更届」を「記載事項等変更届」に改める。
第四号様式の二を削る。

附 則
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、令和七年七月一日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則（次項において「旧規則」という。）の

規定に基づいて提出されている記載事項等変更届は、この規則による改正後の建築基準法施行細則に基づいて提出された記載事項変更届とみなす。

3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公安委規則

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和七年六月二十七日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

三重県公安委員会規則第五号

三重県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
三重県道路交通法施行細則（昭和四十二年三重県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（交通規制の対象から除く車両等） 第六条 法第四条第二項の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。 一 （略） 二 車両の通行禁止又は歩行者用道路の規制の対象から除く車両（アからサまでに掲げる車両にあつては、当該用務に使用中のものに限る。） ア～ス （略） セ 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、公安委員会が特に通行の必要があると認めて区域又は区間を指定して交付する通行禁止除外指定車の標章（第一号様式）を掲出しているもの （ア）～（ロ） （略） （サ） 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両 ソ （略） 三 （略） 四 駐車禁止規制及び時間制限駐車区間規制の対象から除く車両 ア～ウ （略） エ 第二号セ（ア）から（サ）までに掲げる用務に現に使用中の車両で、公安委員会が特に駐車の必要があると認めて区域又は区間を指定して交付する駐車禁止除外指定車の標章（第一号様式の二）を掲出しているもの オ・カ （略）	（交通規制の対象から除く車両等） 第六条 法第四条第二項の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。 一 （略） 二 車両の通行禁止又は歩行者用道路の規制の対象から除く車両（アからサまでに掲げる車両にあつては、当該用務に使用中のものに限る。） ア～ス （略） セ 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、公安委員会が特に通行の必要があると認めて区域又は区間を指定して交付する通行禁止除外指定車の標章（第一号様式）を掲出しているもの （ア）～（ロ） （略） （サ） 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両 ソ （略） 三 （略） 四 駐車禁止規制及び時間制限駐車区間規制の対象から除く車両 ア～ウ （略） エ 第二号セ（ア）から（ロ）までに掲げる用務に現に使用中の車両で、公安委員会が特に駐車の必要があると認めて区域又は区間を指定して交付する駐車禁止除外指定車の標章（第一号様式の二）を掲出しているもの オ・カ （略）
2 前項第二号セ又はソの通行禁止除外指定車の標章又は前項第四号エの駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けようとする者は、除外標章交付申請書（第二号様式）を当該申請区域又は区間を管轄する警察署長に提出し	2 次の表の上欄に掲げる標章の交付を受けようとする者は、同表の中欄に掲げる車両に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種別の申請書を当該申請区域又は区間を管轄する警察署長に提出しなければならない。

なければならない。

3 第一項第四号オの駐車禁止除外指定車(身体障害者等で歩行困難者使用中)の標章又は同号カの駐車禁止除外指定車(紫外線要保護者使用中)の標章の交付を受けようとする者は、除外標章交付申請書(第二号様式)を住居地を管轄する警察署長に提出しなければならない。

4 前二項に規定する申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

- 一 第一項第二号セ及び同項第四号エに掲げる車両に係る標章
- ア 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- イ 当該車両に係る用務を疎明する書面
- 二 第一項第二号ソ並びに同項第四号オ及びカに掲げる者に係る標章
- ア 標章の交付を受けようとする者が、第一項第二号ソ並びに同項第四号オ及びカに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面
- イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

5・6 (略)

7 第一項第一号又は第四号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、同項第二号セ及

標章の種別	規制の対象から除く車両	申請書の種別
	前項第二号セに掲げる車両	
通行禁止除外指定車の標章	前項第二号ソ(オを除く。)	通行禁止除外指定申請書(第二号様式の二)
	前項第二号ソに掲げる車両	通行禁止除外指定申請書(身体障害者等用)(第二号様式の一の二)
	前項第二号ソ(オに限る。)	通行禁止除外指定申請書(紫外線要保護者用)(第二号様式の一の三)
	前項第二号ソに掲げる車両	通行禁止除外指定申請書(第二号様式の二)
駐車禁止除外指定車の標章	前項第四号エに掲げる車両	駐車禁止除外指定申請書(第二号様式の二)

3 次の表の上欄に掲げる標章の交付を受けようとする者は、同表の中欄に掲げる車両に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる種別の申請書を住居地を管轄する警察署長に提出しなければならない。

標章の種別	規制の対象から除く車両	申請書の種別
	第一項第四号オに掲げる車両	
駐車禁止除外指定車(身体障害者等で歩行困難者使用中)の標章		駐車禁止除外指定申請書(身体障害者等用)(第二号様式の三)
駐車禁止除外指定車(紫外線要保護者使用中)の標章	第一項第四号カに掲げる車両	駐車禁止除外指定申請書(紫外線要保護者用)(第二号様式の四)

4 前二項に規定する申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、第一項第二号セに掲げる車両又は同号ソに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面その他別に定める書面を添付しなければならない。

5・6 (略)

ひ第四号エの標章にあつては、当該申請区域又は区間を管轄する警察署長を経由して、同項第二号ソ並びに第四号才及びカの標章にあつては、申請者の住所地を管轄する警察署長を経由して、除外標章再交付申請書（第二号様式の二）により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。	
8 第一項第二号又は第四号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、同項第二号セ及び第四号エの標章にあつては、当該申請区域又は区間を管轄する警察署長を経由して、同項第二号ソ並びに第四号才及びカの標章にあつては、申請者の住所地を管轄する警察署長を経由して、速やかに除外標章記載事項変更届（第二号様式の三）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章に変更に係る事項の記載を受けなければならない。	
9 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第六項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。	7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。
10 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章（第四号の場合にあつては亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。 一 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。 二～四 （略） （車両の通行禁止の解除等）	8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章（第三号の場合にあつては亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。 一～三 （略） 四 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。 （車両の通行禁止の解除）
第九条 （略）	第九条 （略）
2 警察署長は、法第八条第三項の通行禁止道路通行許可証の交付を受けた者が同条第五項の規定による許可条件に違反したとき又は特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。	2 警察署長は、府令第五条第一項の規定により申請書の提出があつたときは、歩行者用・通行禁止道路通行許可車の標章（第五号様式）を交付するものとする。
3 法第八条第三項の通行禁止道路通行許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該許可証（第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を廃棄しなければならない。 一 通行許可を取り消されたとき。 二 許可証の有効期限が経過したとき。 三 許可証の交付を受けた理由がなくなつたとき。 四 許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき。 （警察署長の駐車許可）	3 第六条第六項から第八項までの規定は、前項の規定による標章について準用する。 （警察署長の駐車許可）
第十条 法第四十五条第一項の規定による許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。 一～三 （略） 四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。	第十条 法第四十五条第一項の規定による許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。 一～三 （略） 四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近	ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
イ (略)	イ (略)
2 法第四十九条の五の規定による許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。	2 法第四十九条の五の規定による許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。
一 三 (略)	一 三 (略)
四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。	四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。
ア 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近	ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
イ (略)	イ (略)
3 (略)	3 (略)
4 前項において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車の場所が、三重県内の複数警察署の管轄区域内にまたがる場合、申請書は一つの警察署に提出すれば足りる。	4 前項に規定する申請書には、別に定める書類を添付しなければならない。
5 第三項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。	5 警察署長は、第一項又は第二項の許可をしたときは、駐車許可証(第六号様式)を交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。
一 許可を受けようとする駐車の場所及びその周辺の見取図(建物又は施設の名称、道路状況等が判別できるもので、許可を受けようとする駐車の場所に印を付したもの)	
二 許可を受けようとする駐車に係る用務を説明する書面	
三 許可を受けようとする車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面	
6 警察署長は、第一項又は第二項の許可をしたときは、駐車許可証(第六号様式)を交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、警察署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。	6 第六条第六項第一号から第三号までの規定は、前項の規定による許可証について適用する。
7 前項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書(第六号様式の二)により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。	
8 第六項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届(第六号様式の三)に記載事項	

- の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。
- 9 警察署長は、第六項の駐車許可証の交付を受けた者が同項の規定による許可条件に違反したとき又は特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。
- 10 第六項の駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該許可証（第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証）を廃棄しなければならない。
- 一 駐車許可を取り消されたとき。
 - 二 許可証の有効期限が経過したとき。
 - 三 許可証の交付を受けた理由がなくなつたとき。
 - 四 許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき。

別表第三（第十三条の二関係）

区分	路線名	区間
一 七	(略)	(略)
八	一般国道二 号	三重県三重郡川越町大字南福崎字大正割八二五番一から三重県四日市市曾井町字東門田四〇番一まで
九 五二	(略)	(略)
五三	県道四日市 開線	三重県亀山市白木町字上垣内二〇九〇番一地先から三重県亀山市白木町字西大谷一七〇〇番六地先まで
五四・ 五五	(略)	(略)
五六	(略)	(略)
五七	県道四日市 多度線	三重県桑名市多度町力尾字沢地四〇一一番地先から三重県桑名市多度町力尾字八反田三〇三七番一地先まで
五八 七三	(略)	(略)
七四 七五	(略)	(略)

別表第三（第十三条の二関係）

区分	路線名	区間
一 七	(略)	(略)
八	一般国道二 号	三重県三重郡川越町大字南福崎字大正割八二五番一から三重県四日市市山之色町字穴田五三七番一まで
九 五二	(略)	(略)
五三・ 五四	(略)	(略)
五五	県道御衣野 北猪飼線	三重県桑名市多度町御衣野字亥ノ谷二〇〇番一地先から三重県桑名市多度町御衣野字神明谷九九一番四地先まで
五六	(略)	(略)
五七	県道桑名川 越線	三重県三重郡川越町大字当新田一〇六三番一地先から三重県三重郡川越町大字当新田四八〇番三地先まで
五八 七三	(略)	(略)
七四	県道六軒鎌 田線	三重県松阪市大平尾町字名残前三四五番一地先から三重県松阪市大塚町字四反田三七二番四地先まで
七五	(略)	(略)

[illegible][illegible]

二八〇	町道川越中 中央線	三重県三重郡川越町大字亀崎新田 字北新田三一番地一地先から三重県 三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 八〇番地五地先まで	二七九 、 二七三
二七五	(略)	(略)	二七四 、 二七三
二七四	町道潤田鳥 居戸線(Ⅱ)	三重県三重郡孤野町潤田一七二二 番二地先から三重県三重郡孤野町潤 田一二五六番五地先まで	二七三 、 二七〇
二四九	市道力尾工 業団地二号 線	三重県桑名市多度町力尾字沢地四 〇五九番地から三重県桑名市多度町 力尾字沢地四〇五五番地まで	二四八 、 二四三
二四八	市道桑名北 部東員線	三重県桑名市多度町力尾字沢地四 〇五三番地から三重県桑名市多度町 力尾字沢地四〇五五番地まで	二四七 、 二四三
二四四	市道古麻 ヶ丘線	三重県亀山市関町古麻字宝路一 七番七地内から三重県亀山市関町松 原字切山一三〇番二地先まで	二四三 、 二四二
二四三	市道川崎白 木線	三重県亀山市小川町字行合二五番 一地先から三重県亀山市白木町字上 垣内二三三八番一地先まで	二四二 、 二三三
二三三	町道龜山関 網	三重県亀山市布気町字牛櫃一〇五 七番六地先から三重県亀山市太岡寺 町奥大ハゲ八二〇番七地先まで	二三二 、 二三一
二三〇	(略)	(略)	二三五 、 二三四
二三	(略)	(略)	二三 、 二三

一三〇 、 一一三	(略)	七番六地先から三重県亀山市太岡寺町字興大へゲ八二〇番七地先まで
一一三 、 一一七	(略)	
一三八	三重県松阪市大黒田町字畔田七二番四地先から三重県松阪市八太町字鎌谷五八五番一地先まで	
一一元	(略)	
一一〇 、 一一元	(略)	
一一四〇 、 一一四二	(略)	
一一四三 、 一一五七	(略)	
一一五七 、 一一六	(略)	

<table border="1"> <tr> <td>三二一</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>、</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三三三</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	三二一	(略)	(略)	、			三三三				<table border="1"> <tr> <td>三二二</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>、</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三三三</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	三二二	(略)	(略)	、			三三三		
三二一	(略)	(略)																		
、																				
三三三																				
三二二	(略)	(略)																		
、																				
三三三																				

第一号様式の「」から第二号様式の四までを削り、第一号様式の四の次に次の二様式を加える。

第2号様式（第6条関係）

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第2号様式の2（第6条関係）

除外標章再交付申請書	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第2号様式の3（第6条関係）

除外標章記載事項変更届	
年 月 日	
公安委員会 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
ふ り が な	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
標 章 の 名 称	
標 章 番 号	
標 章 交 付 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第五号様式を次のように改める。

第 5 号様式 削除

第六号様式を次のとおり改める。

第6号様式（第10条関係）

駐車許可申請書 年 月 日			
警察署長 殿			
住所（所在地）			
申請者 氏名（名称）			
電話			
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号			
許 可 を 受 け よ う と す る 日 時 期 間			
許 可 を 受 け よ う と す る 場 所			
許 可 を 受 け よ う と す る 理 由			
第 号 駐 車 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1" style="margin: 20px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> 年 月 日 警 察 署 長 印		条 件	
条 件			

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第六号様式の次に次の二様式を加える。

第 6 号様式の 2（第 10 条関係）

駐車許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 6 号様式の 3（第 10 条関係）

駐車許可証記載事項変更届 年 月 日 警察署長 殿	
住 所 （ 所 在 地 ）	
氏 名 （ 名 称 ）	
電 話 番 号 そ の 他 の 連 絡 先	
許 可 証 番 号	
許可証交付年月日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考 様式の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

附 則

- 1 この規則は、令和七年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、改正後の三重県道路交通法施行細則の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。

告 示

三重県告示第 446 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年月日
				新	旧	
すこやか薬局	伊勢市宮町 1 丁目 15-21	居 宅 療 養 管 理 指 導	所在地	伊勢市宮町 1 丁目 15-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-19	令和 7 年 5 月 1 日
すこやか薬局	伊勢市宮町 1 丁目 15-21	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	所在地	伊勢市宮町 1 丁目 15-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-19	令和 7 年 5 月 1 日

三重県告示第 447 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 7 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変 更 年月日
				新	旧	
すこやか薬局	伊勢市宮町 1 丁目 15-21	居 宅 療 養 管 理 指 導	所在地	伊勢市宮町 1 丁目 15-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-19	令和 7 年 5 月 1 日
すこやか薬局	伊勢市宮町 1 丁目 15-21	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	所在地	伊勢市宮町 1 丁目 15-21	伊勢市浦口 4 丁目 2-19	令和 7 年 5 月 1 日

三重県告示第 448 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

令和 7 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 年 月 日	指定理由
1	映画	ジェヴォーダンの獣[4Kレストア ディレクターズ・カット] (原題) LE PACTE DES LOUPS (BROTHERHOOD OF THE WOLF)	T Cエンタテインメント	令和 7 年 6 月 27 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
2	映画	インフィニティ・プール (原題) INFINITY POOL	トランスフォーマー		
3	映画	アンダー・ユア・ベッド (原題) UNDER YOUR BED	KADOKAWA		

		ER YOUR BED	
4	映画	Eカップの女 豊熟	新東宝映画
5	映画	FARANG ファラン (原題) FARANG	クロックワークス
6	映画	K f c (原題) K f c	ゆかし
7	映画	マンダレイ (原題) MANDERLAY	シンカ
8	映画	夫婦崩壊 不倫の報酬	新東宝映画
9	映画	アンチクライスト (原題) ANTICHRIST	シンカ
10	映画	ニンフォマニアック VOL.1 [ディレクターズ・カット完全版] (原題) NYMPHOMANIAC:VOL.1	シンカ
11	映画	ニンフォマニアック VOL.2 [ディレクターズ・カット完全版] (原題) NYMPHOMANIAC:VOL.2	シンカ
12	映画	異常性欲の夜 うごめく肉唇	オーピー映画
13	映画	オレ達のこじらせメロディー	オーピー映画
14	映画	不倫旅 さいはての欲情	新東宝映画
15	映画	とろ甘ダブル同棲 肉欲ラブソディ	オーピー映画
16	映画	テリファー0 (原題) ALL HALLOW'S EVE	ブルーク
17	映画	ディープレズビアン とろける蜜液	新東宝映画
18	映画	特濃三姉妹 みだれ別荘	オーピー映画
19	映画	トリプル・クライマックス 三人の女たち	オーピー映画
20	映画	人肉ラーメン (原題) MEAT GRINDER	ユナイテッドエンタテインメント
21	映画	テリファー 聖夜の悪夢 (原題) TERRIFIER3	ブルーク
22	映画	最も重要なものは愛 (原題) L'IMPORTANT C'EST D'AIMER	コピアポア・フィルム
23	映画	巨乳コテージ まさぐりの夜	オーピー映画
24	映画	密着満開 アソコでくつろぐ	オーピー映画
25	映画	背徳酒場 熱燗熟女のうずき	オーピー映画
26	映画	漁師の嫁 天然巨乳快楽漬け	オーピー映画
27	映画	むぎゅむぎゅ物語 胸いっぱい告白	オーピー映画
28	映画	ワケありお姉さん 淫なプライベート	オーピー映画
29	映画	ぷにゅ活 いっパイ大好き	オーピー映画
30	映画	人妻男 (メン) 作り 卑猥な味わい	オーピー映画
31	映画	愛液芸術 カラダと年月をかさねて	オーピー映画
32	映画	ダブルネトラレ 男2×女2の夢と現実	オーピー映画
33	映画	いけないアイドル 見ながらしたいの	オーピー映画
34	映画	甘い唇 いけない離婚妻	オーピー映画
35	映画	籠の中の乙女 [4Kレストア版] (原題) KYNODONTAS (DOGT OOTH)	彩プロ
36	映画	ANORA アノーラ (原題) ANORA	ビターズ・エンド
37	映画	密着巨乳姉妹 おっぱいは知っている	オーピー映画
38	映画	禁断! 母のあえぎ	新東宝映画

39	映画	ダンス・オブ・欲望 うしろめたい股間	オーピー映画		
40	映画	僕らの恋愛スクランブル	オーピー映画		

三重県告示第 449 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 桑名東員線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
員弁郡東員町大字六把野新田字保毛 86 番 1 地先から 員弁郡東員町大字山田字保毛 2156 番 2 地先まで	旧	11.8～15.7	210.8
	新	13.0～19.5	210.8

三重県告示第 450 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 163 号	津市美里町南長野字三園興 252 番 2 地先から 津市美里町南長野字観音寺 143 番 1 地先まで	令和 7 年 7 月 3 日
県道 上浜高茶屋久居線	津市白塚町字弁天 4938 番 2 地先内	令和 7 年 6 月 27 日
県道 横輪南勢線	伊勢市矢持町下村字口細 402 番 1 地先から 伊勢市矢持町下村字口細 387 番 1 地先まで	令和 7 年 6 月 27 日
県道 鳥羽松阪線	伊勢市楠部町字下村 1699 番地先から 伊勢市楠部町字北村 1805 番地先まで	令和 7 年 7 月 1 日
県道 館町通線	伊勢市楠部町字野津 1743 番地先から 伊勢市楠部町字東郷 1717 番 4 地先まで	令和 7 年 7 月 1 日
県道 鳥羽磯部線	鳥羽市松尾町字山中 1002 番 20 地先から 鳥羽市松尾町字山中 1002 番 21 地先まで	令和 7 年 6 月 27 日

三重県告示第 451 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
一般国道	163 号	津市美里町南長野字三園興 252 番 2 地先から 津市美里町南長野字観音寺 143 番 1 地先まで	令和 7 年 7 月 3 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

三重県告示第 452 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県鈴鹿建設事務所及び亀山市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 7 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

南崎(2)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

亀山市南崎町字南崎、御幸町字嶋田

3 区域の土地の表示

亀山市南崎町字南崎 748 番 3 の一部、748 番 4 の全部、748 番 7 の一部、751 番の一部、751 番 1 の一部、754 番 2 の一部、754 番 7 の一部及び 755 番の一部の土地、御幸町字嶋田 285 番 1 の一部、287 番 1 の一部、287 番 2 の一部、288 番の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

選 管 告 示**三重県選挙管理委員会告示第 32 号**

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙において、候補者の届出等の書類を選挙長に提出すべき場所及び選挙事務所の設置等の届出、政党その他の政治団体の政談演説会の開催の届出その他の選挙に関する届出等の書類を県の選挙管理委員会に提出すべき場所を次のとおり定めましたので告示します。

令和 7 年 6 月 27 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

津市広明町 13 番地 三重県庁 2 階 三重県選挙管理委員会室。ただし、令和 7 年 7 月 3 日（木）については、津市広明町 13 番地 三重県庁講堂とする。

三重県選挙管理委員会告示第 33 号

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定による選挙人名簿の登録に関して次のとおり定めましたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 14 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 6 月 27 日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

1 被登録資格の決定の基準となる日

令和 7 年 7 月 2 日。ただし、年齢については、令和 7 年 7 月 20 日とします。

2 登録を行う日

令和 7 年 7 月 2 日

公 告

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの三重県公営企業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 7 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

水道事業

1 事業の概況

令和6年度下半期における水道事業の給水量は次のとおりでした。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・木曽川用水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、桑名郡木曽岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町に 637 万 7,398 立方メートル（年間累計 1,289 万 6,414 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・三重用水系）においては、四日市市、鈴鹿市及び三重郡菰野町に 611 万 6,221 立方メートル（年間累計 1,238 万 9,471 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）においては、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、桑名郡木曽岬町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町に 176 万 3,956 立方メートル（年間累計 332 万 3,599 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・雲出川水系）においては、津市及び松阪市に 605 万 4,193 立方メートル（年間累計 1,199 万 3,432 立方メートル）の給水を行いました。

北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）においては、津市及び松阪市に 630 万 3,656 立方メートル（年間累計 1,252 万 7,771 立方メートル）の給水を行いました。

南勢志摩水道用水供給事業においては、伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町及び同郡度会町に 1,088 万 3,112 立方メートル（年間累計 2,134 万 7,607 立方メートル）の給水を行いました。

水道事業全体で、令和6年度下半期の総給水量は 3,749 万 8,536 立方メートル（年間累計 7,447 万 8,294 立方メートル）となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県水道事業損益計算書（別表1及び別表2）及び三重県水道事業貸借対照表（別表3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和7年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水区域 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町

年間総給水量 75,487,001 立方メートル

1日平均給水量 205,687 立方メートル

主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	263,888 千円
北勢水道改良事業	事業費	2,961,543 千円
中勢水道改良事業	事業費	3,938,207 千円
南勢水道改良事業	事業費	2,010,850 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 水道事業収益	9,821,381 千円
第1項 営業収益	8,902,058 千円
第2項 営業外収益	919,323 千円

支 出

第1款 水道事業費用	10,316,319 千円
第1項 営業費用	10,103,106 千円
第2項 営業外費用	211,213 千円
第3項 予備費	2,000 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 資本的収入	3,265,020 千円
第1項 企業債	900,000 千円

第2項	補助金	1,172,466 千円
第3項	出資金	1,183,402 千円
第4項	負担金	9,152 千円
支出		
第1款	資本的支出	10,366,066 千円
第1項	建設改良費	9,235,093 千円
第2項	償還金	1,130,973 千円

(2) 令和7年度事業の経営方針

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設の耐震化をより一層進めます。また、将来にわたり水道用水を安定して供給できるよう、老朽化対策など施設機能の維持・向上に取り組み、強靱な水道の構築をめざします。

別表 1

三重県水道事業損益計算書

令和6年10月1日から

令和7年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	4,521,592,645	営 業 収 益	4,037,028,617
原 水 及 び 浄 水 費	1,364,044,798	給 水 収 益	4,034,825,064
配 水 費	390,664,125	そ の 他 営 業 収 益	2,203,553
業 務 費	213,170,547		
総 係 費	216,416,722		
減 価 償 却 費	2,279,468,714		
資 産 減 耗 費	57,827,739		
営 業 外 費 用	148,871,481	営 業 外 収 益	560,595,670
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	71,368,258	受 取 利 息	6,323,459
受 託 工 事 費	76,507,600	他 会 計 補 助 金	44,379,000
雑 支 出	995,623	受 託 工 事 収 益	76,507,600
		長 期 前 受 金 戻 入	405,929,472
		雑 収 益	27,456,139
		当 期 純 損 失	72,839,839
合 計	4,670,464,126	合 計	4,670,464,126

別表 2

三重県水道事業損益計算書

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 7 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	9,053,833,464	営 業 収 益	8,053,437,758
原 水 及 び 浄 水 費	2,719,537,922	給 水 収 益	8,049,417,786
配 水 費	776,225,843	そ の 他 営 業 収 益	4,019,972
業 務 費	381,987,077		
総 係 費	399,057,169		
減 価 償 却 費	4,588,137,214		
資 産 減 耗 費	188,888,239		
営 業 外 費 用	229,508,394	営 業 外 収 益	987,559,581
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	152,005,171	受 取 利 息	7,336,160
受 託 工 事 費	76,507,600	他 会 計 補 助 金	44,379,000
雑 支 出	995,623	受 託 工 事 収 益	76,507,600
		長 期 前 受 金 戻 入	830,222,972
		雑 収 益	29,113,849
		特 別 利 益	33,377,177
		そ の 他 特 別 利 益	33,377,177
		当 期 純 損 失	208,967,342
合 計	9,283,341,858	合 計	9,283,341,858

別表 3

三重県水道事業貸借対照表

令和 7 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	116,108,120,380	固 定 負 債	10,361,723,553
有 形 固 定 資 産	82,638,529,606	企 業 債	6,064,471,252
無 形 固 定 資 産	33,469,590,774	引 当 金	4,297,252,301
流 動 資 産	9,780,114,099	流 動 負 債	3,009,697,879
現 金 預 金	8,528,792,394	企 業 債	1,121,137,798
未 収 金	1,089,785,053	未 払 金	1,746,681,159
貯 蔵 品	146,518,576	引 当 金	63,239,000
前 払 金	18,076	そ の 他 流 動 負 債	78,639,922
そ の 他 流 動 資 産	15,000,000	繰 延 収 益	20,006,805,897
		負 債 合 計	33,378,227,329
		資 本 金	91,777,741,045
		剰 余 金	732,266,105
		資 本 剰 余 金	869,153,060
		欠 損 金	136,886,955
		(うち当期純損失)	(208,967,342)
		資 本 合 計	92,510,007,150
資 産 合 計	125,888,234,479	負 債 資 本 合 計	125,888,234,479

(注) 有形固定資産の減価償却累計額
繰延収益の収益化累計額

79,566,361,568 円
20,222,426,332 円

工業用水道事業

1 事業の概況

令和6年度下半期において、北伊勢工業用水道事業は北中勢地区の工場に9,311万5,945立方メートル(年間累計1億9,076万7,912立方メートル)を、松阪工業用水道事業は松阪市内の工場に617万1,300立方メートル(年間累計1,239万1,197立方メートル)を、また、中伊勢工業用水道事業は津市内の工場に265万5,394立方メートル(年間累計561万9,329立方メートル)をそれぞれ給水し、工業用水道事業全体で総給水量は1億194万2,639立方メートル(年間累計2億877万8,438立方メートル)となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県工業用水道事業損益計算書(別表1及び別表2)及び三重県工業用水道事業貸借対照表(別表3)のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和7年度予算の概要

ア 業務の予定量

給水会社数	94社
年間総給水量	208,588,620立方メートル
1日平均給水量	571,476立方メートル

主要な建設改良事業

業務設備及び改良事業	事業費	272,451千円
北伊勢工業用水道改良事業	事業費	4,735,825千円
中伊勢工業用水道改良事業	事業費	334,307千円
松阪工業用水道改良事業	事業費	970,350千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 工業用水道事業収益	6,139,955千円
第1項 営 業 収 益	5,776,465千円
第2項 営 業 外 収 益	363,490千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	6,652,494千円
第1項 営 業 費 用	6,413,103千円
第2項 営 業 外 費 用	237,391千円
第3項 予 備 費	2,000千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入

第1款 資 本 的 収 入	2,770,476千円
第1項 企 業 債	2,340,000千円
第2項 補 助 金	52,200千円
第3項 出 資 金	326,253千円
第4項 負 担 金	52,023千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	7,816,192千円
第1項 建 設 改 良 費	6,519,187千円
第2項 償 還 金	1,197,005千円
第3項 投 資	100,000千円

(2) 令和7年度事業の経営方針

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設の耐震化をより一層進めます。また、将来にわたり工業用水を安定して供給できるよう、老朽化対策など施設機能の維持・向上に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざします。

別表 1

三重県工業用水道事業損益計算書

令和6年10月1日から

令和7年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	2,815,704,385	営 業 収 益	2,653,890,697
原 水 及 び 浄 水 費	843,297,333	給 水 収 益	2,516,826,761
配 水 費	120,628,241	そ の 他 営 業 収 益	137,063,936
業 務 費	142,949,371		
総 係 費	198,781,562		
減 価 償 却 費	1,415,958,549		
資 産 減 耗 費	94,089,329		
営 業 外 費 用	81,824,315	営 業 外 収 益	189,829,506
支 払 利 息 及 び	80,668,416	受 取 利 息	4,721,580
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	6,040,000
雑 支 出	1,155,899	長 期 前 受 金 戻 入	171,790,184
		雑 収 益	7,277,742
		当 期 純 損 失	53,808,497
合 計	2,897,528,700	合 計	2,897,528,700

別表 2

三重県工業用水道事業損益計算書

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 7 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	5,876,216,036	営 業 収 益	5,371,048,385
原 水 及 び 浄 水 費	1,921,781,322	給 水 収 益	5,141,448,023
配 水 費	318,606,850	そ の 他 営 業 収 益	229,600,362
業 務 費	255,630,567		
総 係 費	356,251,919		
減 価 償 却 費	2,826,123,049		
資 産 減 耗 費	197,822,329		
営 業 外 費 用	166,630,874	営 業 外 収 益	362,041,309
支 払 利 息 及 び	165,467,055	受 取 利 息	5,771,400
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	6,040,000
雑 支 出	1,163,819	長 期 前 受 金 戻 入	337,228,684
		雑 収 益	13,001,225
		特 別 利 益	136,421,406
		そ の 他 特 別 利 益	136,421,406
		当 期 純 損 失	173,335,810
合 計	6,042,846,910	合 計	6,042,846,910

別表 3

三重県工業用水道事業貸借対照表

令和 7 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	114,932,486,108	固 定 負 債	25,303,208,961
有 形 固 定 資 産	111,461,215,451	企 業 債	19,992,744,923
無 形 固 定 資 産	3,271,270,657	引 当 金	5,310,464,038
投 資 そ の 他 の 資 産	200,000,000	流 動 負 債	1,834,495,511
流 動 資 産	7,182,880,079	企 業 債	1,195,784,772
現 金 預 金	6,447,575,193	未 払 金	509,756,963
未 収 金	621,157,027	引 当 金	40,648,000
貯 蔵 品	99,147,859	そ の 他 流 動 負 債	88,305,776
そ の 他 流 動 資 産	15,000,000	繰 延 収 益	16,068,418,772
		負 債 合 計	43,206,123,244
		資 本 金	77,686,645,863
		剰 余 金	1,222,597,080
		資 本 剰 余 金	1,228,733,715
		欠 損 金	6,136,635
		(うち当期純損失)	(173,335,810)
		資 本 合 計	78,909,242,943
資 産 合 計	122,115,366,187	負 債 資 本 合 計	122,115,366,187

(注) 有形固定資産の減価償却累計額 74,487,228,086 円
繰延収益の収益化累計額 18,890,193,696 円

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの三重県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 7 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 事業の概況

令和 6 年度下半期における流域下水道事業の処理水量は次のとおりでした。

北勢沿岸流域下水道（北部処理区）においては、四日市市、桑名市、いなべ市、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町及び同郡川越町からの汚水 1,730 万 5,664 立方メートル（年間累計 3,706 万 8,746 立方メートル）を処理しました。

北勢沿岸流域下水道（南部処理区）においては、四日市市、鈴鹿市及び亀山市からの汚水 860 万 2,760 立方メートル（年間累計 1,785 万 9,377 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）においては、津市からの汚水 140 万 8,480 立方メートル（年間累計 307 万 1,908 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）においては、津市からの汚水 444 万 9,717 立方メートル（年間累計 957 万 8,871 立方メートル）を処理しました。

中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）においては、津市、松阪市及び多気郡多気町からの汚水 541 万 1,395 立方メートル（年間累計 1,124 万 5,948 立方メートル）を処理しました。

宮川流域下水道（宮川処理区）においては、伊勢市、多気郡明和町及び度会郡玉城町からの汚水 381 万 6,141 立方メートル（年間累計 769 万 437 立方メートル）を処理しました。

流域下水道事業全体で、令和 6 年度下半期の総処理水量は 4,099 万 4,157 立方メートル（年間累計 8,651 万 5,287 立方メートル）となりました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県流域下水道事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県流域下水道事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 予算の概要及び事業の経営方針

(1) 令和 7 年度予算の概要

ア 業務の予定量

流域関連市町 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、員弁郡、三重郡、多気郡多気町及び明和町、度会郡玉城町

年間総処理水量 91,159,000 立方メートル

1 日平均処理水量 249,751 立方メートル

主要な建設改良事業

国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事業費	1,080,324 千円
国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事業費	2,794,050 千円
国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事業費	292,740 千円
国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事業費	1,256,577 千円
国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事業費	267,036 千円
国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事業費	2,886,870 千円

イ 収益的収入及び支出の予定額

収 入

第 1 款 流域下水道事業収益	15,432,606 千円
第 1 項 営 業 収 益	7,604,960 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	7,827,646 千円

支 出

第 1 款 流域下水道事業費用	15,052,101 千円
第 1 項 営 業 費 用	14,373,104 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	678,497 千円
第 3 項 予 備 費	500 千円

ウ 資本的収入及び支出の予定額

収 入		
第1款	資本的収入	11,309,390 千円
第1項	企業債	2,421,600 千円
第2項	補助金	6,815,006 千円
第3項	負担金	2,072,784 千円
支 出		
第1款	資本的支出	11,893,110 千円
第1項	建設改良費	8,898,244 千円
第2項	償還金	2,994,866 千円

(2) 令和7年度事業の経営方針

流域下水道施設の整備を推進し、老朽化対策・耐震対策を進めるとともに、下水道経営の将来の持続可能性を確保するため、流域下水道施設の適正な維持管理につとめ、健全な事業経営に取り組みます。

別表 1

三重県流域下水道事業損益計算書

令和6年10月1日から

令和7年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	6,506,394,960	営 業 収 益	3,968,893,629
管 渠 費	30,743,503	維持管理負担金収益	3,968,893,629
ポ ン プ 場 費	42,348,032		
処 理 場 費	2,635,821,258		
総 係 費	81,273,066		
減 価 償 却 費	3,671,223,526		
資 産 減 耗 費	44,985,575		
営 業 外 費 用	270,863,456	営 業 外 収 益	3,724,717,433
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	242,481,523	他 会 計 補 助 金	244,958,000
雑 支 出	28,381,933	長 期 前 受 金 戻 入	3,443,054,705
		雑 収 益	36,704,728
当 期 純 利 益	916,352,646		
合 計	7,693,611,062	合 計	7,693,611,062

別表 2

三重県流域下水道事業損益計算書

令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	12,953,288,218	営 業 収 益	6,280,423,701
管 渠 費	31,739,048	維持管理負担金収益	6,280,423,701
ポ ン プ 場 費	129,734,532		
処 理 場 費	5,213,428,561		
総 係 費	138,030,976		
減 価 償 却 費	7,370,887,526		
資 産 減 耗 費	69,467,575		
営 業 外 費 用	525,427,405	営 業 外 収 益	7,415,324,928
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	497,045,472	受取利息及び配当金	140
雑 支 出	28,381,933	他 会 計 補 助 金	544,958,000
		長 期 前 受 金 戻 入	6,833,309,205
		雑 収 益	37,057,583
当 期 純 利 益	217,033,006		
合 計	13,695,748,629	合 計	13,695,748,629

別表 3

三重県流域下水道事業貸借対照表

令和 7 年 3 月 31 日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	233,570,687,041	固 定 負 債	34,392,874,118
有 形 固 定 資 産	233,567,199,027	企 業 債	34,392,874,118
無 形 固 定 資 産	3,488,014	流 動 負 債	7,677,761,093
流 動 資 産	5,787,682,564	企 業 債	2,994,863,008
現 金 預 金	3,573,356,772	未 払 金	4,319,855,984
未 収 金	2,207,325,792	引 当 金	9,132,000
そ の 他 流 動 資 産	7,000,000	維持管理負担金繰越金	329,696,247
		そ の 他 流 動 負 債	24,213,854
		繰 延 収 益	166,815,244,332
		負 債 合 計	208,885,879,543
		資 本 金	9,760,349,396
		剰 余 金	20,712,140,666
		資 本 剰 余 金	19,856,891,076
		利 益 剰 余 金	855,249,590
		(うち当期純利益)	(217,033,006)
		資 本 合 計	30,472,490,062
資 産 合 計	239,358,369,605	負 債 資 本 合 計	239,358,369,605

(注) 有形固定資産の減価償却累計額
繰延収益の収益化累計額

37,689,961,987 円
34,655,414,833 円

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの三重県病院事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 7 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 業務の概況

三重県病院事業においては、こころの医療センター、一志病院及び指定管理者制度を導入している志摩病院の 3 病院を管理運営し、それぞれの県立病院に求められている役割・機能等を踏まえながら、県民の皆さんに安全で良質な医療が提供できるよう取組を進めています。

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの実績は、次のとおりです。

	下半期実績	年間累計
(1) 患 者 数		
入 院	73,761 人	145,470 人
外 来	57,611 人	115,099 人
(2) 建設改良事業		
病院増改築事業	158,155 千円	163,058 千円
資 産 購 入	234,514 千円	243,836 千円

病院増改築事業については、直流電源装置更新工事（一志病院）、放送設備改修工事（志摩病院）等を行いました。また、資産購入については、全身用 X 線 C T 装置一式（こころの医療センター）等の購入を行い、診療機能の充実を図りました。

2 経理の状況

経理の状況は、三重県病院事業損益計算書（別表 1 及び別表 2）及び三重県病院事業貸借対照表（別表 3）のとおりです。

3 令和 7 年度予算の概況

(1) 収益的収入及び支出の予定額	
収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	5,639,357 千円
第 1 項 医 業 収 益	2,860,976 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	2,778,381 千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	5,827,076 千円
第 1 項 医 業 費 用	5,699,095 千円
第 2 項 医 業 外 費 用	127,981 千円
(2) 資本的収入及び支出の予定額	
収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	1,247,558 千円
第 1 項 企 業 債	408,400 千円
第 2 項 県 費 負 担 金	439,158 千円
第 3 項 短期貸付金返還金	400,000 千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	1,694,314 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	464,220 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	737,094 千円
第 3 項 長期借入金償還金	90,000 千円
第 4 項 長 期 貸 付 金	3,000 千円
第 5 項 短 期 貸 付 金	400,000 千円

4 令和 7 年度事業の経営方針

県民の皆さんや地域に信頼され、かつ医療従事者にとって働きやすく魅力のある病院づくりを進めながら、安定した経営の下で良質で満足度の高い医療サービスを実践し、県民の皆さんが健康な暮らしを続けられる、持続可能な地域医療提供体制の確保に貢献します。

なお、令和7年度の事業規模及び内容については、次のとおりです。

(1) 年間患者予定数	
入 院	175,930 人
外 来	139,150 人
(2) 建設改良事業	
病院増改築事業	258,958 千円
資 産 購 入	205,262 千円

別表 1

三重県病院事業損益計算書

令和 6 年 10 月 1 日から

令和 7 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	2,940,465,516	医 業 収 益	1,268,017,393
給 与 費	1,598,620,105	入 院 収 益	941,153,517
材 料 費	134,203,304	外 来 収 益	209,718,861
経 費	911,506,689	そ の 他 医 業 収 益	117,145,015
減 価 償 却 費	274,604,884		
資 産 減 耗 費	14,122,995		
研 究 研 修 費	7,407,539		
医 業 外 費 用	99,991,269	医 業 外 収 益	1,445,784,821
支 払 利 息 及 び	33,231,378	受 取 利 息 配 当 金	521,815
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	54,734,000
長期前払消費税償却	13,754,390	長 期 前 受 金 戻 入	157,333,014
患者外給食材料費	281,040	補 助 金	3,249,800
雑 損 失	52,724,461	負 担 金	1,133,834,649
		そ の 他 医 業 外 収 益	96,111,543
		当 期 純 損 失	326,654,571
合 計	3,040,456,785	合 計	3,040,456,785

別表 2

三重県病院事業損益計算書

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 7 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
医 業 費 用	5,654,272,177	医 業 収 益	2,431,543,994
給 与 費	2,996,838,147	入 院 収 益	1,859,103,397
材 料 費	251,295,184	外 来 収 益	424,747,231
経 費	1,829,069,361	そ の 他 医 業 収 益	147,693,366
減 価 償 却 費	550,763,418		
資 産 減 耗 費	14,338,864		
研 究 研 修 費	11,967,203		
医 業 外 費 用	200,066,726	医 業 外 収 益	2,899,440,413
支 払 利 息 及 び	68,677,505	受 取 利 息 配 当 金	615,913
企 業 債 取 扱 諸 費		他 会 計 補 助 金	119,470,000
長期前払消費税償却	27,586,684	長 期 前 受 金 戻 入	314,883,514
患者外給食材料費	432,932	補 助 金	6,388,800
雑 損 失	103,369,605	負 担 金	2,265,668,649
		そ の 他 医 業 外 収 益	192,413,537
		当 期 純 損 失	523,354,496
合 計	5,854,338,903	合 計	5,854,338,903

別表 3

三重県病院事業貸借対照表

令和7年3月31日

(単位：円)

資 産		負 債 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	7,493,801,809	固 定 負 債	10,157,027,144
有 形 固 定 資 産	7,207,902,365	企 業 債	4,448,122,882
土 地	464,839,163	他 会 計 借 入 金	4,490,592,278
建 物	5,625,129,975	引 当 金	1,218,311,984
構 築 物	224,426,662	流 動 負 債	1,302,848,567
器 械 備 品	886,390,852	企 業 債	738,793,183
車 両	1,689,430	引 当 金	204,678,000
建 設 仮 勘 定	5,426,283	未 払 金	348,838,596
無 形 固 定 資 産	2,298,889	未 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	2,074,800
電 話 加 入 権	2,298,889	そ の 他 流 動 負 債	8,463,988
投資その他の資産	283,600,555	繰 延 収 益	1,102,470,536
長 期 貸 付 金	2,400,000	負 債 合 計	12,562,346,247
長 期 前 払 消 費 税	281,030,555	資 本 金	311,409,778
そ の 他 投 資	170,000	剰 余 金	△3,551,385,796
流 動 資 産	1,828,568,420	資 本 剰 余 金	1,371,558,750
現 金 預 金	1,346,364,371	受 贈 財 産 評 価 額	12,058,750
未 収 金	465,139,899	県 費 負 担 金	1,359,500,000
貯 蔵 品	11,101,337	欠 損 金	4,922,944,546
そ の 他 流 動 資 産	5,962,813	繰 越 欠 損 金	4,399,590,050
		当 年 度 純 損 失	523,354,496
		資 本 合 計	△3,239,976,018
資 産 合 計	9,322,370,229	負 債 資 本 合 計	9,322,370,229

(注) 有形固定資産の減価償却累計額

18,655,623,404 円

繰延収益の収益化累計額

7,289,038,157 円

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 7 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地の筆数
桑名市	338 筆
いなべ市	189 筆
東員町	68 筆
鈴鹿市	189 筆
亀山市	13 筆
津市	428 筆
松阪市	100 筆
多気町	135 筆
伊勢市	89 筆
志摩市	3 筆
玉城町	9 筆
南伊勢町	1 筆
伊賀市	74 筆
名張市	1 筆
熊野市	47 筆
御浜町	5 筆
紀宝町	9 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 7 年 6 月 27 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 7 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
西 きみ子	伊賀市	居附 康祐	伊賀市	伊賀市川西字将之内 336-1 ほか 2 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和 7 年 6 月 27 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和 7 年 6 月 27 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

市町村名	賃借権の設定等を受ける土地の筆数
伊勢市	5 筆
伊賀市	2 筆

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和7年6月27日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可しました。

令和7年6月27日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
株式会社 今安 R. C	桑名市	桑名市大字今島字菰池 1926 番ほか 1 筆
森 孝弘	伊勢市	伊勢市東大淀町字東野起 4411 番

2 農用地利用集積等促進計画の認可日

令和7年6月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和7年6月27日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和7年 6月12日	いなべ市員弁町大泉新田字矢田 1611-1	鈴鹿市中旭が丘3丁目14-36 福田 和真 鈴鹿市中旭が丘3丁目14-36 福田 亜依
令和7年 6月18日	三重郡朝日町大字柿字東廻り 162-1	愛知県津島市橋詰町2丁目13-1 パーク ミズノ 101 中谷 翼 愛知県津島市橋詰町2丁目13-1 パーク ミズノ 101 中谷 麻衣

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年6月27日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 案件名

(再掲) 三重県地方卸売市場卸売場棟東側折版屋根用断熱材除去工事

(2) 案件の特質等

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(4) 履行場所

三重県地方卸売市場 卸売場棟（三重県松阪市小津町 800 番地）

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる

者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、「建築一式工事」の一般建設業又は特定建設業の許可を受けた建設業者であること。

オ 単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、過去10年以内に完成しかつ、引き渡しが進んでいる一定規模以上の本工事と同種工事の実績を有すること。なお、「本工事と同種工事」とは、「1件1,500万円以上の工事契約」をいいます。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和7年7月31日（木）15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 企業要件（施工実績）届出書（様式第2-1号）

※ 記載した内容が確認できるコリンズの登録内容確認書（竣工登録されたもの）の写し等を添付してください。登録内容確認書（竣工登録されたもの）がない場合（簡易コリンズの場合も含みます。）は、施工実績を確認できる契約書（変更契約を含みます。）、仕様書及び完成認定書又は完成認定書に類する書類の写しを添付してください。

(3) 2(2) エを証明する書類

(4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 上村

電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農産物安全・流通課市場班 担当 水谷

電話 059-224-2497 ファクシミリ 059-223-1120

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和7年8月13日（水）15時まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和7年8月6日（水）15時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和7年8月6日（水）15時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

① 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年8月13日（水）15時まで

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているものオその他不備（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が不備と判断するもの等）があるとき

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

（再入札を行う場合）別途通知します。

② 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年8月13日（水）15時

なお、入札書は令和7年8月7日（木）から同年8月13日（水）15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班

案件名 三重県地方卸売市場卸売場棟東側折版屋根用断熱材除去工事

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年8月13日（水）15時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するものを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Removal of insulation from the ceiling on the east side of the wholesale area building of the Mie regional wholesale market

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, August 13 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, August 7, 2025 and 3:00 P.M. on Wednesday, August 13, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:30 P.M. on Wednesday, August 13, 2025.

(4) Managing Authority:

Agricultural Products Safety and Distribution Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Mie Prefecture
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan
TEL: 059-224-2497

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年6月27日

三重県知事 一 見 勝 之

1 業務の概要

(1) 業務番号及び委託業務名

令和7年度 営繕 第0355-分2001号

三重県工業研究所ものづくりの総合拠点（仮称）整備工事設計業務委託

(2) 業務内容

設計業務一式

本館棟 延べ面積 約6,500 m²（新築）

実験棟 延べ面積 約2,000 m²（新築）

燃料電池研究室 軽量鉄骨造 平屋建 延べ面積 106.00 m²（内外部改修）

本館ほか R C造、S造及びC B造 2階及び平屋建 延べ面積 2,967.00 m²（解体）

(3) 委託期間

契約締結日から600日間

(4) 委託業務履行場所

四日市市東阿倉川788

(5) 予算額

330,000,000円（消費税及び地方消費税を含みます。）

2 手続きの方式

本業務の委託契約については、三重県建築設計業務委託プロポーザル方式実施要領に基づき公募型プロポーザル方式により手続きを行います。

3 参加資格要件

技術提案書の提出者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる条件を備えた単体企業とします。

(1) 企業要件

ア 平成22年度以降に設計業務が完了した延べ面積1,500 m²以上の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第9章に基づく施設をいいます。）、高等専門学校（学校教育法第10章に基づく施設をいいます。）、専門学校（学校教育法第11章に基づく専修学校のうち、専門課程を置く施設をいいます。）等又は研究所等の新築、増築又は改築の設計業務の実績を有すること。ただし、増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築部分の床面積を対象とします。また、複合施設の場合は、実績対象となる用途に供する部分の床面積（これに付随する共用部分も含みます。）とします。

なお、設計業務とは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和6年国土交通省告示第8号）に定める基本設計又は実施設計の業務をいい、設計業務の実績は官民を問いません。

イ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント等）で建築関係コンサルに建築一般又は意匠で登録されている者であること。ただし、当該名簿に登録されていない場合は、令和7年7月11日（金）までに登録されている者であること。なお、業態調書（新規）を三重県県土整備部建設業課に提出しない者は、参加資格要件を満たさないものとして取り扱います。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

エ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく指名停止の措置を、参加申込書の提出期限の日から技術提案書の特定がされる日（以下「特定日」という。）までの間に受けていない者であること。

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

カ 当該建築士事務所が、参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは

再生手続開始の申立がなされていないこと。

キ 消費税及び地方消費税（本店分）並びに全ての三重県税（三重県内に営業所を有する場合）について滞納がないこと。

ク 本業務に係る他の提案者との間に、三重県建築設計業務委託プロポーザル方式実施要領第6条第1項第7号に定める資本関係又は人的関係がないこと。ただし、要件を満たす期間は、参加申込書の提出日から特定日までとします。

ケ 本業務に係る三重県建築設計業務委託プロポーザル方式技術審査委員会の委員との間に、三重県建築設計業務委託プロポーザル方式実施要領第6条第1項第7号に定める資本関係又は人的関係がないこと。ただし、要件を満たす期間は、参加申込書の提出日から特定日までとします。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

管理技術者 : 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（同法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講しているものに限ります。ただし、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除きます。）

意匠主任技術者 : 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（同法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講しているものに限ります。ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除きます。）

構造主任技術者 : 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（同法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講しているものに限ります。ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除きます。）

設備主任技術者 : 建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第17条の18に規定する建築設備士

イ 管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者及び設備主任技術者は各1名とし、兼ねることはできないものとします。

ウ 管理技術者は、参加申込時に三重県建築設計業務委託共通仕様書第3章3.10の7を満たしていることとします。

(3) 協力者（協力事務所）について

ア 本業務に関する配置予定技術者（管理技術者及び意匠主任技術者を除きます。）について、協力者（協力事務所）を加えることを可能とします。

イ 協力者（協力事務所）は、(1)ウからキまでの資格要件を満たすこととします。ただし、設備主任技術者に係る協力者（協力事務所）については、オの資格要件を求めません。

ウ 協力者（協力事務所）となった者は、本プロポーザルの参加資格を有しないこととします。

エ 他の提案者と同一の協力者（協力事務所）を加えた提案者は、それぞれ本プロポーザルの参加資格を有しないこととします。

4 評価概要

技術提案書の審査は1次審査と2次審査を行います。

(1) 提案者を選定するための評価基準（1次審査）

技術提案書（2次審査用）の提出を求める提案者を、書類審査により高得点者上位から5者程度選定し、全ての提案者に対し、1次審査結果を通知するものとします。

ア 企業の同種又は類似業務の実績及び受賞歴

イ 配置予定の技術者の類似業務の実績及び建築C P Dの実績

ウ 建築計画の基本方針及び業務の実施体制

(2) 提案者を特定するための評価基準（2次審査）

1次審査選定者を対象とし、1次審査と2次審査の合計による最高得点者（1者）を特定します。

ア (1)アからウまでに掲げる事項の評価

イ 特定テーマに対する技術提案

ウ ヒアリング

(3) 審査の実施方法

三重県建築設計業務委託プロポーザル方式技術審査委員会設置要領に基づいて設置する技術審査委員会に

において審査を実施し、技術提案書の選定及び特定を行います。

(4) その他

詳細は三重県工業研究所ものづくりの総合拠点（仮称）整備工事設計業務説明書（以下「設計業務説明書」という。）によります。

5 手続等

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部営繕課営繕調整班

電話 059-224-2150 電子メール eizen@pref.mie.lg.jp

(2) 設計業務説明書の配布

公告日から令和7年9月19日（金）まで三重県入札情報サービスシステムにより提供します。

三重県入札情報サービスシステムのアドレス <https://mie.efftis.jp/24000/ppi/pub>

(3) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和7年7月11日（金）午後0時（正午）まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参、電子メール又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。

なお、持参以外の方法により提出する場合は、必ず電話により着信の確認をしてください。また、郵送により提出する場合は、提出期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

ア 技術提案書（1次審査用）

(ア) 提出期限

令和7年7月28日（月）午後0時（正午）まで

(イ) 提出場所

(1)に同じ。

(ウ) 提出方法

持参、電子メール又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。

なお、持参以外の方法により提出する場合は、必ず電話により着信の確認をしてください。また、郵送により提出する場合は、提出期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

イ 技術提案書（2次審査用）

(ア) 提出期限

令和7年9月19日（金）午後0時（正午）まで

(イ) 提出場所

(1)に同じ。

(ウ) 提出方法

提案者に選定された者は、技術提案書（2次審査用）を持参、電子メール又は郵送（書留郵便に限ります。）により提出してください。

なお、持参以外の方法により提出する場合は、必ず電話により着信の確認をしてください。また、郵送により提出する場合は、提出期限までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ。

(4) 契約締結後、受注者又は協力者（協力事務所）が、三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第3条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答

により、契約の相手方として不適当であると認められるときは、契約を解除することができるものとします。

(5) 技術提案のヒアリング

第1次審査選定者を対象としたヒアリングを実施します。

ヒアリングは令和7年10月7日(火)の開催を予定していますが、詳細については別途通知を確認してください。

(6) 以下に掲げる事項その他の詳細は、設計業務説明書によります。

ア 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項

イ 公告の内容についての質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法

ウ 技術提案書を特定(選定)するための評価基準

エ ヒアリングの実施方法

オ 非特定(非選定)理由に関する事項

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Commission of a design for the construction of Mie Prefecture industrial research institute manufacturing comprehensive base (provisional name)

(2) Deadline for submission of participation documents: 0:00 P.M. (noon), July 11, 2025

(3) Deadline for submission of documents related to the first round of screening:

0:00 P.M. (noon), July 28, 2025

(4) Deadline for submission of documents related to the second round of screening:

0:00 P.M. (noon), September 19, 2025

(5) For inquiries, please contact:

13 Koumei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan

Facility Management and Maintenance Affairs Team, Building and Repairs Division, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefectural Government

TEL: 059-224-2150

(6) Applications must be made in Japanese.

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第5条の規定により公告します。

令和7年6月27日

三重県警察本部長 敦 澤 洋 司

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

小型警ら車(災害対策兼用小型高床バン型) 18台

(2) 契約の特質等

購入物品の性能に関し、本件調達説明書(仕様書)で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和9年3月26日(金)

(4) 履行場所(納入場所)

三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和 7 年 7 月 25 日（金）12 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません（併せて、(4)の機能証明書及び(5)のカタログ類を提出してください。調達システム以外で提出する場合は、郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。）。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)及び(6)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 機能証明書
- (5) カタログ類（納入車両に関する機能がわかる書類）
- (6) 明細書

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 奥野
電話 059-222-0110（内線）2262 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

ア 調達説明書

本公告日から令和 7 年 8 月 7 日（木）まで調達システムにより提供します。

イ 仕様書

本公告日から令和 7 年 7 月 11 日（金）17 時まで 5(1)の場所で配布します。

配布時間は、平日 8 時 30 分から 17 時まで（土、日及び祝日を除く。）

仕様書は、開札後に返却していただきます。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和 7 年 8 月 4 日（月）17 時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和 7 年 8 月 4 日（月）17 時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年8月7日（木）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年8月7日（木）14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 小型警ら車（災害対策兼用小型高床バン型）の購入入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年8月7日（木）14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含む金額（免税事業者にあつては、契約希望額）としてください。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Mini utility vehicle for patrol and disaster relief 18 cars.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, August 7, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Thursday, August 7, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Thursday, August 7, 2025.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

TEL: 059-222-0110 (EXT. 2262)

FAX: 059-226-9917

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年6月27日

三 重 県 警 察 本 部 長 敦 澤 洋 司

1	特定役務の名称	ファイルサーバ更新に伴うシステム再構築及びサーバ機器賃貸借
2	担 当 部 局	三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係
3	落札者決定日	令和7年6月17日
4	落 札 者	愛知県名古屋市中区錦1丁目17-1 NECキャピタルソリューション株式会社中部支店 中部支店長 菱木 裕一郎
5	落 札 金 額	入札価格 31,878,529円 契約金額 35,066,381円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和7年4月22日

正 誤

平成26年10月24日付け三重県公報第2643号に登載しました、道路の区域変更及びその関係図面の縦覧の告

示中

ページ 行

5 下から 13、14 及び 15

誤

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市矢持町下村字口細 402 番 3 から 伊勢市矢持町下村字口細 353 番 4 まで	旧	4.80～7.90	146.90
	新	7.27～13.26	146.90

正

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊勢市矢持町下村字口細 402 番 1 地先から 伊勢市矢持町下村字口細 353 番 4 地先まで	旧	4.80～7.90	146.90
	新	7.27～13.26	146.90

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>